



丸亀市
MARUGAME CITY

議会だより

No. 5

発行日 2006年(平成18年)2月1日
発行 丸亀市議会
編集 議会だより編集委員会
TEL (24) 8828
市ホームページ
<http://www.city.marugame.lg.jp/>



12月定例会

12月1日～20日

主な内容

- 本会議のあらまし.....2
- 質疑.....3~4
- 一般質問.....5~12
- 意見書.....8~10
- 陳情結果.....12~13
- 一般・各特別会計決算.....13~14
- 水道事業会計決算.....14
- 委員会審査状況.....14~15
- 審議した議案とその結果.....16

12月定例会

放置自動車の処理に関する条例制定^ほか

原案のとおり可決

で開かれました。

本会議の あらまし

初日には、閉会中の継続審査となっていた平成十六年度の決算認定議案九件の審査結果について、各決算特別委員長からそれぞれ原案承認の報告がありました。

十二月定例会は十二月一日から二十日までの二十日間の会期

一般会計及び各特別会計歳入歳出決算

は、三名の議員から反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数で報告どおり原案を認定し、水道事業会計決算は、別段討論もなく、報告どおり原案を認定しました。

続いて、

一般議案は起立採決の結果、原案のとおり可決

議案第六十九号から議案第七十一号までを審議し、いずれも原案を可決しました。

最後に議案第七十二号から議案第七十一号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明がありました。

五日には議案第七十二号から議案第七十一号に対し、四名の議員が質疑を行いました。

六日から九日までは一般質問があり、十七名の議員が市政全般について質問しました。

議案の細部にわたる委員会審査は十三日に都市経済、教育民生、十四日に生活環境、総務と順次その所管事項に基づいて行われました。

最終日の二十日には、付託議案の委員会審査結果について、各委員長からいずれも原案承認の報告がありました。一名の議員が反対討論を行い、起立採決の結果、賛成多数でいずれも原案を可決しました。

また、教育民生委員会へ付託していた「少人数学級の早期実現を求める陳情」は、趣旨採択となりました。

最後に、議員提出議案の「建築確認制度の充実強化に関する意見書（案）」及び「県営住宅の削減方針」に関する意見書（案）」を可決し、それぞれ香川県知事へ送付することになりました。

以上で、今期定例会は閉会しました。

討論

決算反対討論

横川重行

認定第一号（競艇特別会計予算）

三木まり

認定第一号（敬老祝金）

高田重明

認定第一号から認定第四号（同和行政、国民健康保険特別会計予算、保育料の値上げ、敬老祝金、飯山南幼稚園等）

一般議案反対討論

尾崎淳一郎

議案第八十号（国民健康保険税条例の一部改正）

議会豆知識③

●決算認定

一 会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算内容を審査したうえで、確認、確定することを行う。

議決事件の一つである。（自治法第九十六条）市長は監査委員の意見書を付けて、次年度の通常予算を審議する会議までに、決算を議会の認定に付さなければならない。これは、歳入歳出予算の執行実績について改めて議会に批判・監視の機会を与え、財政運営の適正を期するものである。本市では九月定例会に決算議案が提出され、特別委員会を設置し、審議される。

なお、決算の認定を受けたときは、認定に関する議決及び監査委員の意見と併せて、県知事に報告し、その要領を住民に公表しなければならない。（自治法第二百三十三条）

質 疑

質問者・項目

倉本清一

①一般会計補正予算（県補助金原子力・エネルギー教育事業、農作物干害応急対策事業費、地域福祉基金）②公共下水道特別会計補正予算③市税条例の一部改正④放置自動車の処理に関する条例の制定

中谷真裕美

①国民健康保険特別会計補正予算②一般会計補正予算（職員時間外手当、臨時職員社会保険料）
③国民健康保険条例の一部改正④指定管理者の指定
三木まり

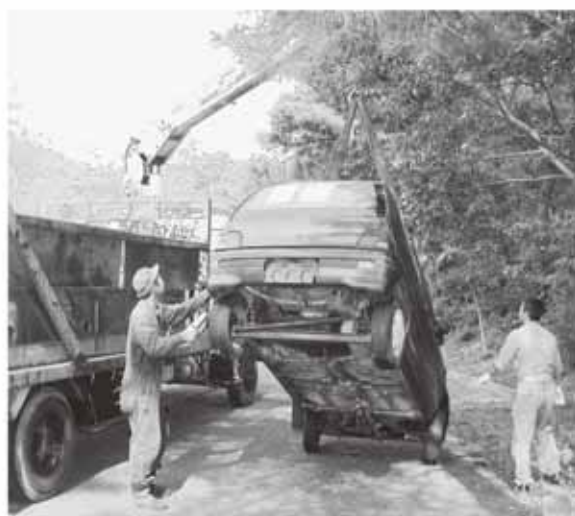
横川重行

①国民健康保険特別会計補正予算②一般会計補正予算（職員時間外手当、臨時職員社会保険料）

放置自動車の処理について

倉本議員 放置自動車の処理に関する条例の定義で相当の期間とはどれぐらいの期間なのか。
また第六条に所有者等と知らせるとあるが、所有者等とは持ち主以外だれのことを指すのか。
また条文中で十四日の経過期間を設けているが、どのような考え方なのか。
また期限を定めて命令とあるが、どの程度の期限なのか。
また罰金を三十万円としているが、なぜ三十万円なのか。

持ち主がわからなければ罰金が科されない。わかれば三十万円となると平等性に欠けないのか。
どのような形で今回の条例を取り扱うのか、伺いたい。
生活環境部長 相当の期間とは、車が使用可能な状態の時には放置自動車と判断するまでに数カ月か



長期間放置された自動車は撤去処分されます

かる場合もある。ナンバーがなく明らかに廃車と思える場合はその場で判断が可能である。車両の状態により、放置自動車と判断できる期間が異なるので、条例で特に期間は定めていない。

所有者等とは、所有権、使用権もしくは占有権を有する者または自動車を放置もしくは放置させた者と定義している。

十四日の経過期間は、相当な期間放置され走行が困難な自動車でも、処分した後で所有者などから異議申し立てのリスクも想定されるので、警告書の張りつけで十四日以上、告示で十四日以上の周知期間を設けている。罰金は三十万円以下としているが、既に条例を制定している

国保税の徴収

嘱託員について

県及び近隣の市町と歩調を合わせており、高松地方検察庁と協議して決めた金額である。

横川議員 国民健康保険特別会計補正予算の徴収費で、保険税徴収嘱託員報酬として二百五十万円を補正しているが、この嘱託員について、①これまで徴収した件数と金額。②滞納等の徴収は中讃広域事務組合もしているが、嘱託員は本来必要なのか、中讃広域事務組合で対応できないのか。③嘱託員の採用は臨時的か継続的か。また、採用期間や賃金支払い内容の実態。④賦課徴収業務は守秘義務などが重要であるが、嘱託員に徴収業務を任せていいのか。

企画財政部長 平成十五年度の件数と収納金額は、九百四十五件、約千六百十六万円、平成十六年度は千五百四十四件で約千六百五十四万円、平成十七年度上半期が、七百八十三件、約千百万円である。
中讃広域事務組合での対応は、主に市外に住所のある滞納者を移管し、滞納整理を進めている。雇用形態は、平成十五年度か

ら現在の二名を継続して、年度ごとに委嘱しており、一年契約である。

賃金は、報酬として基本給の八万円と収納実績に基づく能率給とし、毎月支給、平成十六年度は一人平均で月額二十五万円の支払いである。

守秘義務などについては、職務規程で遵守誓約書の提出を義務づけている。

本市歳入の根幹である市税等確保の観点から、徴収業務を嘱託員に任せて滞納整理業務を行わせることは効果があると考えている。

国民健康保険税の引き上げについて

中谷議員 新丸亀市の国保税率は合併協議会分科会の調整結果でも丸亀市の税率に統一するのが妥当とされ、平成十七年度中に国保運営協議会に諮問した上で決めることが合併調整方針であったが、今回の条例改正案は旧丸亀市の税率よりも引き上げになっている。なぜこの運営協議会の答申が尊重されないのか。
次に、平成十八年度は税率を見直す時期に来ていたが、旧飯山町被保険者は合併による引き



元気に身体を動かせば気分もそう快です

上げで、住民の急激な負担の変化が起こらないように配慮しなければいけない。激変緩和の必要性をどう検討したのか。

また、県の合併支援策、国民健康保険広域化等支援基金の活用を検討するとしていたが、その後どうなったのか。

生活環境部長 合併協議会では国保税率の意見統一ができず、平成十七年度は不均一課税とし、税率は医療費の支出などから試算した上で平成十八年度から統一する決定がなされている。市として、国保の厳しい財政状況や旧飯山町の被保険者の税負担の激変緩和、さらに旧綾歌町の税負担の現状維持や合併による住民感情などを考慮し、運営協

議会の答申や審議内容をできるだけ尊重し、改正案をまとめた。

県の国保広域化等支援基金の活用は、保険料の平準化を支援する貸付事業であり、保険者は、翌々年から三カ年度をかけて償還する。債務を先送りして三年先の被保険者に負担を求めることは、国保財政運営からも適正でないと考え、国保運営協議会で検討し、今回は見送った。

火災警報器設置の義務付けについて

三木議員 消防法の改正ですべての住宅に火災警報器を設置するという条例改正である。市民負担がふえることについて

て条例では詳しく具体的に述べていない。どのように考えているのか。また、独居老人や高齢者は詐欺商法などの被害に遭うことも考えられるので、きちんとした周知が必要で、予防にもなる。詐欺商法まがいの被害に市民が遭わない手だてとして、この条例だけでは不十分と考えるが、詳しく説明を伺いたい。

消防長 市民への周知は、広報、ホームページ、文字放送や有線放送も利用したい。また、防火・防災講習会、防災訓練での広報啓発活動、また、消防団、婦人消防クラブ、そして自主防災組織等のリーダー的立場の方々にも火災警報器の知識を習得していただき、住民に対する普及啓発に協力をお願いしたい。

住宅によって、は数個の設置が必要の場合もあるが、使用者負担を考えている。なお、寝たきり等の老人は、日常生活用具給付等事業という福祉施策があり、関係部局と相談して対応したい。



1月8日東中学校で行われた消防出初式

また、詐欺商法の消火器訪問販売と同様な手口が予想される。この対策として、来年六月までに再度広報紙、ホームページ等に掲載し、市民に注意を呼びかけたい。さらに、出前講座、消防団、婦人消防クラブの講習会等を利用して周知したい。市内に悪質な訪問販売が発生した場合は、県内消防本部に一齐に事案発生を連絡し、再発防止態勢を取り、自治会やコミュニティを通じて、市民にも再度注意を促していきたい。

議会だよりは、紙面の都合により、議員の質問の中から一項目を選び、質問・答弁の内容を要約の上掲載しています。

議会の

傍聴を

皆さんが選んだ議員の活動や、行政が今、どのようなことを行っているかを知っていただくために、本会議などの議会の傍聴をしませんか。

対象会議は、原則として本会議、常任委員会、及び特別委員会となっています。

会議の当日、傍聴受付で手続きをすれば、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。

詳しくは議会事務局まで

(☎二四一八八二八)



本会議を熱心に傍聴する市民のみなさん

一般質問

質問者・項目

高木康光

- ①来年度予算編成と行財政改革
- ②法定外公共物の取り扱い

小松弘弘

- ①安全に通行できる市道・農道・県道②各学校の施設整備
- ③旧飯綾消防署の利用④農業後継者の育成

大前誠治

- ①教育行政②職員の能力開発に対する考え方③新市総合計画④建築確認

広田 稔

- ①今後の農業と土地改良事業
- ②コミュニティセンターの利用
- ③公共下水道及び農業集落排水事業の経営改善

松永恭二

- ①スポーツ少年団のあり方②自主防災とコミュニティ③コミュニティバス

来年度予算編成の基本方針について

高木(康)議員 予算編成の基本方針として行財政改革は最も優

引田忠温

- ①有線放送の現状とケーブルテレビの今後の推進②障害児タイムケア事業③合併と前後して建設整備された施設

岩崎 勲

- ①行財政改革②公共施設の建設及び改修③教育問題

北山齊伯

- ①憲法解釈と認識②耐震強度偽装問題③働く者の権利④行政改革⑤臨時職員の削減

尾崎淳一郎

- ①県営住宅の廃止②防災対策・災害復旧③留守家庭児童会④アスベスト問題⑤ごみ問題

松浦正武

- ①中期財政計画②建築確認③市道の維持管理④養護老人ホーム

内田俊英

- ①美術館②市民との協働と職員の仕事ぶり
- ③三木まり
- ④市営住宅⑤障害者自立支援法による影響⑥ごみ有料化後の状況

況④コミュニティ活動と社会活動との整合性

中谷真裕美

- ①行財政改革②次世代育成支援計画と子育て支援策③介護予防と高齢者福祉

倉本清一

- ①アスベスト問題②コミュニティバス運行計画③広島女児殺害事件④県精神障害者退院促進支援事業

横川重行

- ①行財政計画・予算編成②ゆとり計画③パソコン・携帯電話を利用した情報発信

高田重明

- ①行財政改革推進計画②保育所の民営化③安心して子供を生み育てることのできるまちづくり④地域経済の活性化

山本直久

- ①行財政改革推進計画②西中学校新築工事③勤務評定④中心市街地再生⑤国保老人医療費抑制⑥予算

先させなければならない。また、市民が要望する事業に応分の負担を市民にお願いし歳入の増収も考えなければならぬ。来年度予算編成で、行財政改革に取り組む基本的な方針を伺いたい。

次に、中期財政計画では数年後に破綻する結論であるが、この中期財政計画をどう修正していくのか。

また、現在財政再建を進めるため、市民参加で行財政改革推

進計画を策定中で早急に具体化し、来年度予算編成に組み込んでいく必要がある。この改革案の取り扱いを伺いたい。

市長 来年度予算編成は、市税、地方交付税、競争事業収入などの増収を前提とした財政運営からの脱却が不可欠である。このため、平成二十年度までの三

年間を集中財政再建期間とし、来年度予算編成では単年度財源不足額二十五億七千万円の半減に取り組み方針を内外に示した。

また、経常収支比率の改善に取り組みことが重要で、財政健全化計画作成を進めている。来年度予算は全職員の創意工夫と英知を結集し、最少の経費で最大の市民サービスの追求に向け、編成作業を進めていき

たい。そこで、広く市民と協議し、各種の改革行動を実行し、成果を予算編成で明らかにしたい。

次に、中期財政計画の修正は、現在新しい財政運営の指針として財政健全化計画の作成を進めているので、その中で示

したい。

また、行財政計画の具現化は、短期の改革事項は推進計画の作成と平行して来年度予算に組み込み、反映していく方針である。

学校施設の整備について

小松議員

校舎の傷みがひどく、いつ子どもたちが落下物でけがをするかわからないところがあるが、どのような計画を持っているのか。また、旧飯山町では子どもたちのために園舎を建てる予定であったが、今後どのような計画であるのか。

次に、耐震化率について、各学校は早くから鉄筋化をしてき



安全な学校施設への対策が急がれます

たが、耐震基準は大丈夫なのか。
また、各学校には冷暖房施設がほとんどないが、校舎は鉄筋化のため夏は風が入りにくく暑く、冬は足元から冷えて寒い。未来を託す子どもたちのために冷暖房を考えられないか。

教育部長 学校施設の整備は未来を託す児童・生徒のために重要であると認識している。その施設整備には、児童・生徒の増加で教室が不足する学校の増築事業や老朽化による建てかえ事業、また耐震補強事業等がある。今後の整備計画は、新市総合計画や学校施設整備計画を策定する中で、施設の老朽化の程度や危険性、緊急性などにより優先順位をつけながら計画的に推進してまいりたい。耐震化率は、学校施設の耐震診断を進めており、その診断に基づき、老朽化が進んでいる建物は建てかえで、比較的新しい建物は耐震補強を推進してまいりたい。

学校の冷暖房設備は、教育的配慮から重要と考えるが、暑さ、寒さに対応し、どう耐えるのかも教育の一環であると考えているので、必要性の高い特別教室からエアコンを設置している。普通教室は今後の検討課題にさせていきたい。

都市計画道路等の 見直しについて

大前議員 言うこととすることは全く違うのが公務員の世界である。総合計画や地域計画等には理想を書いておけばよい、計画は計画、実現するのは別の問題と考えられては、市民はたまったものではない。特に、都市基盤の整備にあたっては、本市のよさを生かし、市民の生活の向上に配慮したまちづくりをしていかなければならないと思う。

変化を踏まえ、新たに見直していく必要があると考えるがどうか。また、市民の財産保護を徹底するためにも、都市下水路や雨水が十分排出できる排水路計画を検討すべきと思うが考えを伺いたい。

都市整備部長 生活に欠かせない都市交通の確保や市街地整備を進める上で大きな役割を持つ都市計画道路は、これまで、人口増加と経済成長による市街地拡大や交通需要の増加を前提に計画されてきた。しかし、いまだに着手の見通しが立たない路線等もあり、今後は、現在の計画についても、その必要性を十分に検証し、本年度から策定し

は、線引き廃止など社会状況の変化を踏まえ、新たに見直していく必要があると考えるがどうか。また、市民の財産保護を徹底するためにも、都市下水路や雨水が十分排出できる排水路計画を検討すべきと思うが考えを伺いたい。



新しい時代に向かい都市計画の再構築を

今後の

農業政策は

ている都市計画マスタープランの中で、新市の道路網の整備と併せて都市計画道路の長期未着手路線の廃止を含めた既存路線見直しの基本方針について明らかにしていきたい。また雨水排水路については、単に局地的な浸水の解消を図るだけでなく、地域の実情や環境特性などを総合的に考え、効果的な計画を検討していかなければならないと考えている。

広田議員 日本の農業は、市場原理主義の導入、外国農産物に押され、農業従事者の減少や高齢化など危機的状況にある。国の農業政策は、平成十九年度から米、麦、大豆等を対象とした品目横断的経営安定対策を打ち出し、これまでの全農家対象の農業政策から意欲と能力ある担い手のみを対象とした施策へと大きく転換する予定である。県が推奨している「さぬきの夢2000」等の生産に大きな影響があると思うが、この施策が農業実態に即したものであるのか、本市の農業及び農家はどのような影響を受けるのか見解を



後継者育成のための積極的な施策を

示していただきたい。また、担い手対策の要件に満たない農家への対応はどのように考えているのか。

産業部長 国の品目横断的経営安定対策の基本方針は、一定の基準を満たす認定農業者と特定農業団体に限り、麦等の土地利用型作物における所得補償を行うものである。この施策の転換により最も影響を受けるのは、担い手としての基準に満たない麦作農家で、これまでの助成金が受け取れず、大幅な所得減となるため耕作意欲の減退を招き、「さぬきの夢2000」等の生産量の減少が危惧される。今後は、香川県農協、香川県農業改良普及センター等で構成する丸



路線の見直しで利用者増を図ります

コミュニティバスの運営について

松永議員 コミュニティバスについては、市民から多額の税金を使って運行する「がらがバス」、「空気を運ぶバス」などと

批判されている。各路線間での乗り継ぎの不便等が収益の阻害になっていると聞くが、運行しているバス路線の補助金額、路線別の利用者数や経費等の状況を示していただきたい。また、来年度から直行便の新設も含めて路線、ダイヤの見直しが検討されているが、いつまでに決定し、市民に周知するのか、その変更後に利便性、収益性等から再考しなければならぬ時は、年度途中でも変更するのか、また、利用者の見込みのない路線については廃止もやむをえないと考えているが見解を伺いたい。

生活環境部長 コミュニティバスは、旧丸亀市が三路線で一日五十便、綾歌地区が二路線で一日二十便、飯山地区が二路線で一日十六便運行している。バス路線の運行に対して市が負担している補助金等の総額は一億千七百六十三万二千円で、一便当たりの経費は旧丸亀市四千九百四十一円、綾歌地区二千五百六十二円、飯山地区二千六百十二円、また、一便当たりの平均乗車人数は、旧丸亀市十人、綾歌地区二・五人、飯山地区一・五人となっている。現在、バス運営委員会では、市民の意見を参考に当面バスを存続させ、路線等を見直すとともに、綾歌から飯山を経由して旧丸亀への直行便を運行し、利用者増を図る見直しを行っており、市民には広報やホームページ等で十分な周知を図っていききたい。しかし、今後の利用状況等の推移によっては、年度途中でも再度検討する必要があると考えている。

障害児タイムケア事業の早期実施を

引田議員 国際障害者年が制定され、二十数年が経過、雇用機会の創出、バリアフリー化等障害者福祉施策は非常に進んできたと思うが、養護学校へ通学す

る障害児の保護者は、学校が終わるのが三時と中途半端な時間帯であり、それに合わせた仕事でなければできない。夏休み等の長期休業時期は特に困っており、障害児タイムケア事業を早期に実施していただきたいがどうか。



心のふれあいを大切にしたいひとときを

また、東小川児童センターについては、駐車スペースが十五台程度と狭く、合併後は旧丸亀市からの利用者也増え、不足している状況である。同じ敷地内にある消防屯所周辺や県道に駐車することで、火災時出動の支障や交通事故が危惧されるが、利用者や地域住民の安全確保のため、駐車場拡張が急務と考えるが見解を伺いたい。

健康福祉部長 障害児タイムケア事業については、対象保護者にアンケート調査を実施し、大変多くの方から実施の要望をいただいている。それ以後、県との協議を行い、国の補助基準等がある。文化部長 東小川児童センターの利用者数は、一日平均で平日約六十名、夏休みは約百名が利用している。車での来館状況は、事業予定のない日は児童センター利用者が約二十台、公民館利用者が約二十台である。双方の利用時間帯が異なることから、重大な支障はきたさないと考えているが、交通悪化状況等も勘案して、早急な対応を検討中である。

幼児教育の あり方について

岩崎議員 新市建設計画の中で人材の育成とか人材を育てるまちづくりといった文章は多々見られるが、幼児教育については何ら触れられていない。社会が

進歩、多様化するにつれて、幼児教育は置き去りにされているように思われる。物事のよしあしを身につけるのは幼児期であるが、保育所、幼稚園、託児所等ではしつこいまでではないのが現実である。まず、家庭環境の改善と子育て中の親の理解を

得ることが大事であり、行政において教育委員や民生児童委員、学識経験者等が、保育所、幼稚園等の親が集まるPTAの会合や各自治会の集會等で訴え、理解を求めて行く機会をつくる必要があると考えるがどうか。

教育長 幼児期は人間形成の基礎づくりがなされる大変重要な時期であり、この時期に豊かな感性や基本的な生活習慣を養うことや道徳性の芽生えをはぐくむことは、その子の将来にわたる豊かな成長を促して行くものと考えている。幼稚園、保育所においては、大学教授や臨床心理士、小児科の医師等を講師に

等啓発活動に努めている。今後も、教育委員会及び幼稚園、保育所が地域との連携を一層図りながら、すべての保護者が家庭教育の重要性を理解して、大切な幼児期に望ましいしつけができるよう推進していきたい。

憲法の遵守と 責任について

北山議員 丸亀市職員の服務の宣誓に関する条例第二条に、新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、



ビーズをつないで可愛いネックレス作り

招き、保護者の子育てへの関心を深めたり、不安や悩みを和らげるため、家庭教育支援総合推進事業講座を開催している。また、本市で作成した望ましい子育ての方法に関するリーフレットの配布や文部科学省の家庭教育手帳を使っての子育て学習会

かつ擁護することを固く誓います」と宣誓書に署名してから職務を行うこととなっている。この条文のとおり、市長及び市職員は憲法を遵守し、憲法の精神を行政に生かしていく責任がある。特に第十一条、第十四条第一項、第二十五条、第二十七条第一項及び第二項は大切な条文であるが、解釈と認識についてお伺いしたい。

建築確認制度の 充実強化に関する意見書

去る十一月十七日に、国土交通省から、千葉県内の建築設計事務所が二十一件の建築物について構造計算書を偽装していたことが公表され、さらにその後の調査で偽装の疑いがある建築物が多数判明したところである。

これを受けて、国においては、指定確認検査機関における確認検査業務の実施状況等を把握し、必要な対策を講じるため、十二月一日に「緊急建築事務点検本部」を設置し、各指定確認検査機関の審査業務について、緊急に点検を行い、併せて、都道府県知事指定の指定確認検査機関については、各都道府県による業務の点検と報告を求めることを決定したところである。

今回の耐震強度偽装事件は、国家資格を与えられた一級建築士が不正を行うなど、住民の最も基本的な財産を侵害し、大きな不安を招いたものであり、強い憤りを禁じ得ないところである。

よって、香川県においては、損なわれた建築確認制度への信頼回復と国民の生命、財産の安全を確保し、住民の不安を払拭するため、次のとおり対策を速やかに講じるよう強く求めるものである。

記

- 一 香川県内の建築物について、構造計算書の偽装などがなかつたかどうかを早急に調査し、その結果を公表すること。
- 二 香川県指定の指定確認検査機関に対して、建築確認検査事務の点検を実施すること。
- 三 建築確認制度に対する信頼回復のため、国をはじめ関係機関とも連携し、再発防止への万全の対策を講じること。
- 四 マンション建築物の耐震性に対する住民の不安に応えるため、速やかに相談体制を確立し、住民に周知すること。

さまざまな権利は尊重すべきである。さらに行政に携わる者は他の国民に率先して実践することが求められる。第十一条は基本的人権の享有をうたったものであり、第十四条第一項は法の下の平等、第二十五条は生存権及び国として国民の生存を確保すべき政治的、道義的義務について定めている。そして第二十七條第一項、第二項は勤労の権利、義務を同時に持ち勤労条件に関する基準を法律で定めることが規定されている。どの条文も重要な意味を持っており、日本国の社会に生きる者はこれを守る義務があると考ええる。

県営住宅削減計画 その対応について

尾崎議員 県営住宅削減計画で飯山団地と城東団地が全戸廃止という事態が起ころうとしており、不安と動揺が広がっている。県の一方的な全戸廃止は入居者の居住権を侵すものと考え、見解を伺いたい。また、本市は県に対し、市民の居住権を守るために廃止計画の中止を求めるべきと考えがどうか。

市長 本市にある削減対象となった県営住宅は、老朽化による

ものが飯山団地の一部百二戸、需要や防災機能、維持管理の費用対効果など、総合的な評価の低いものが飯山団地五十四戸と城東団地全三十六戸である。県からは本年度に入ってアンケート調査があったが、県営住宅を市に移譲するとすれば、どのような条件なら可能かという内容で、具体的な住宅削減案の提示や受け入れ対策の協議はなかった。また、市営住宅を取り巻く状況は、耐用年数を経過した老朽化住宅の割合が高く、多大な経費を要する建て替えも困難であり、維持管理費も相当額必要としている。また、住み替え奨励や入居者の募集停止など管理戸数の削減による経費の縮減を図っているため、削減の方針となつて

いる県営住宅の入居者に対する受け入れは大変難しい状況である。県に対しては、本市市営住宅の現状の理解を求め、県としての包括的住宅政策の一環として、県営住宅の持つ役割を引き

続き担っていただけるよう進言していきたい。

養護老人ホームの 民間譲渡について

松浦議員 行革プランの中で、養護老人ホームは民間譲渡を検討中とある。そこで、民間譲渡後もサービス水準が担保できる仕組みを考えているのか。次に、譲渡後、経営者が破綻した場合の対応について考えているのか。また、経営者が違法行為を行った場合の対応について考えているのか。

健康福祉部長 民間譲渡を検討するにあたって、サービスの水準の担保や健全な事業計画につ



民間委託が検討されている綾歌老人ホーム

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成十七年十二月二十日

(提出先)

香川県知事

丸亀市議会

「県営住宅の削減方針」に関する意見書

県営住宅の今後のあり方について、県が「香川県営住宅検討委員会」に諮問していた「答申」が出された。これによると、十年以内を目途に県下の全県営住宅三百四十棟四千三百十九戸のうち、百九十三棟二千七百七十八戸を削減する方針であり、丸亀市の県営住宅については、県営飯山団地全三十九棟百五十六戸、県営丸亀城東団地二棟三十六戸が対象となっている。

「答申」の中では、県営住宅のあり方を検討する背景等について「県財政の状況」、「地方分権の進展」、「市町合併の進捗」があげられているが、市町財政の現状は県と同様に厳しい状況にあり、地方分権の進展、市町合併により、公営住宅の供給課題が解消するものではない。本市においては、県営住宅と同様に老朽化の著しい公営住宅を多く抱えており、厳しい財政事情の中、危険家屋となつていするため用途廃止を余儀なくされているところであり、入居者に対する住み替え先の確保のために公営住宅の空き家を確保する一方で、住宅に困窮している方々に対する一般入居募集も同時に行っている現状にある。

したがって、この度の「答申」による県営飯山団地及び県営丸亀城東団地の削減に係る公営住宅戸数の減については、本市としては、当分の間公営住宅の新規建設の見通しがなく、当該団地の入居者の移転対策として本市の公営住宅を提供することにも困難な状況にあることから、この度の県営住宅の削減につい

いては、公募する段階で事業者のこれまでの福祉事業に関する経験・実績、その他運営上の資金収支等総合的に勘案して、適切な事業運営が期待できる法人を選定することが必要である。

また、養護老人ホームの指導監督は、老人福祉法により県知事が必要となるときに施設の立ち入りや検査及びそれに基づく改善、停止を命じ、処分に違反した場合は認可の取り消しを行うことができる。また、社会福祉法では、県は当該社会福祉法人に対し監督権限を有し、その運営が著しく適正を欠くと認められるときには必要な措置をとるよう命じ、従わない場合は役員の解職等求めることができるなど社会福祉法人の実施する事業が適切に運営されるよう規定されている。経営が破綻した場合は、県が指導助言をし、施設等の他の経営母体への移譲や役員の改選、入所施設の変更などにより対応し、入所者の処遇を第一に確保することになっている。

なんでも相談窓口 設置でまちづくり

内田議員 市民との協働が言われ、総合計画や自治基本条例な

どへの公募市民の参画やパブリックコメントの手法が導入されている。市民の要望や苦情を受ける窓口を設置し、集積すればそのまま政策提言となり、そこにまちづくりというセクションを連動すれば、市民生活のさまざまな局面で統合的かつ横断的に展開するシステムができる。これを実現させるために、まちづくり推進課及び市民なんでも相談窓口の設置が必要と考えるがいかがか。

市長 多様化する市民ニーズに対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを実現するためには、市政への市民参画、協働の推進が重要である。そのため組織体制のあり方についても検討を進めなければならない。協働のまちづくりを進めるためには、行政や市民の役割を明確化し、市民参画、協働、市民の権利等を明文化した自治基本条例を制定することが必要である。自治基本条例が制定されると、市民の

意見の反映方法や市民との協働を推進するための制度などが必要になる。一方、団塊の世代の大量の退職時代を迎える中、職員の定員適正化計画を踏まえた行政組織機構の見直し、また総合計画が平成十九年度からスタートすることもあり、組織の再編を行う必要がある平成十九年度を目標に他の部署等の見直しとあわせて行いたい。



市民サービスの向上に努めています

障害者自立支援法 による影響は

三木議員 社会状況や財政状況が変化しても自治体が公共福祉の観点をなおざりにすることは

では大変苦慮しているところである。よって、香川県においては、今一度市町の公営住宅管理の現状を把握し、引き続き住宅政策の一環として県営住宅の持つ役割について再考をいただくよう強く要望する。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。平成十七年十二月二十日

(提出先)

香川県知事

丸亀市議会

行財政改革の 推進計画について

中谷議員 本市は行財政改革推進計画・集中改革プランとして、職員削減と市民サービスに密着している施設や業務の民間委託等の方針を打ち出している。合併前、市民に提示された新市建設計画の財政計画では、十年間

健康福祉部長 障害者自立支援法は、身体・知的・精神の三障害の福祉サービスを一元化し、定率の利用負担を導入し、国・県の費用負担を義務経費化する。低所得者に配慮した自己負担の設定となっているが、問題点は、現在自己負担が必要でない利用者も原則一割負担となる。これについては、個別減免などきめ細やかな軽減措置がとられる予定である。また、精神通院医療では、現行制度による利用者のうち所得と病状により公費負担に該当しない方が生じるおそれがあり、影響を最小限に食い止

めるため、県と十分打ち合わせを行っていく。

次に、手続きの変更は、自立支援医療費は全員所得確認が必要になるため、健康保険証や課税証明書を用意する必要がある。また、障害福祉サービスのうち、介護給付や訓練給付等の希望者はアセスメントにより対象者及び介護者の状況やサービスの利用等を詳しく聞き取りをする場合がある。医師の意見書も必要となる場合もある。

基金があるから財政破綻もしない計画であった。しかし、合併後の中期財政計画では、数年後に基金がなくなり、会社で言えば倒産寸前との説明に納得できない。このことを市民にきちんと説明すべきでないか。

市長 財政悪化の最大原因は、合併前後に市税、地方交付税、競艇事業収入が予想を上回る額で減収したことである。

次に、平成十五年度作成の新しい市建設計画の財政計画と今回の中期財政計画の相違点は、歳入面で新市建設計画には、平成十六年度以降の景気低迷による市税の減収や三位一体の改革による国庫補助金の削減などの影響が反映されていないことである。

新市建設計画の地方交付税は、将来的に総額が抑制されることを前提に厳しく査定されており、臨時財政対策債も平成十六年度から計上されていない。一方、それを補てんする形で財産収入、前年度繰越金、諸収入などの臨時収入を、平成十四年度決算や平成十五年度決算見込みを参考に、同額程度を計上しているが、現状ではほとんど見込めない状況である。このことから、歳入で新市建設計画の財政計画を大きく下回る見込みである。

児童・生徒の安全対策について



子どもたちの安全を守ります

倉本議員 広島県と栃木県で女子児童の痛ましい事件がおきているが、児童の登下校時における対策をどう考えているのか。この事件後、幼児、児童、生徒の安全確保について通知した文書中に、過去二カ月の間に起きた声かけなどの不審者情報を載せている。十二月には土器町の丸亀橋付近で、車に引き込まれそうになるという事件などがありエスカレートしている。地域の方々に協力を求めると同時に、

安全対策をもっと考えなければならぬ。この危険な状況を打開し、市民の不安を払拭していく考えを伺いたい。

教育長 少年育成センターでは広報車をふやし一日三回朝、昼、下校時に注意を喚起するために、お願いの放送をしながら巡回を始めた。また、不審者対策に関する啓発資料を保護者用に作成し、小中学校の子どもを通じて配布した。あわせて生活課や警察も下校時の巡回に加わっている。また、各学校での対策も、通学路の安全点検の徹底および児童・生徒に危険予測能力、回避能力を身につけさせるための

安全教育の推進など再度見直し、報告するよう指示した。その報告から、複数学年で集団下校している小学校では、そこに教員が付き添い通学路の点検と危険箇所の確認をし、子ども自身が自分を守る力や能力の育成を図ろうと実際の場面で指導し

ている。また、集団下校により下校時間をそろえたり、地域の方々に子どもが一人になるところまで出迎えるよう依頼した学校もある。これらの報告をもとに、各家庭と連絡を取り、より効果的な下校の体制を検討するよう求めた。

情報伝達機能の充実について

横川議員 パソコンや携帯電話を利用して、市の情報伝達機能を活用して、市の情報伝達機能を充実する取り組みを求める。例えばこみを出すメールの発信。香川県警では交通事故マップを作成し、事故情報を事故防止に役立たせてもらおうとホームページで公開している。また、登録しておけば、地震や風水害など、自然災害にも効力を発揮できる。市民が忘れがちな情報の発信、防犯面では小学生の下校時間の発信も可能である。これらの情報の時代、市民サービスの一環として取り入れる考え方を伺いたい。

総務部長 現代は情報技術の飛躍的な発展により携帯電話やパソコンで、どこにいても瞬時にさまざまな情報が手に入る状況になった。香川県では平成十六



市民の安全確保のために迅速に防災情報を

年の台風被害の経験をもとに、平成十七年八月から避難情報伝達システムの運用を開始している。このシステムは各市町が出した避難勧告などの防災情報を、登録した携帯電話などにメールで発信するものである。県内の自治体ごとに何カ所でも登録でき、有るかたつ重要なシステムであることから市民に活用を啓発していく考えである。また、県警が配信する防犯対策情報など、他市の事例を参考にシステムの費用や効果を見きわめながら、研究、検討していきたい。

一方、広報紙や家庭こみ分別ガイドなど、そして市のホームページからの情報や今後エリアを拡大しようと計画作業中の中

讃ヶーブルビジョンからの行政
災害情報などが相互補完的に市
民に届けられればよいと考えて
いる。

地域経済の 活性化について

高田議員 地域経済活性化は、
容易になし得る課題ではないが、
本市としては、離職者や若者を
常用雇用した市内の企業、事業
主への助成制度を創設したり、
雇用と労働条件に関する問題の
相談窓口を設置するなどの事業
を実施すべきである。さらに市
民から意見や提案を募り、経済



うちわづくりの体験ができます

を実施し、現在
集約、分析を行
っている。この
結果を基に新た
な方策を検討し
ていく。また、
地域の活性化は
市民と行政が一
体となり、市民
との協働という
ことが必要であ
ると考えてい
る。そのため市
民参画のワーク
ショップ等、あ
らゆる機会に市

団体の代表者や学識者、市民代
表が一堂に会し意見交換の場を
設けることなどが必要と考える。
そこで、地域経済の活性化を市
民参加と市民との協働で推進し
ていくための施策や事業につい
ての考え方を伺いたい。

産業部長 本市の地域経済を活
性化していくためには、全国一
律の画一的な施策を進めるので
はなく、新丸亀市の方向性、将
来像、新しいまちづくりの方向
性を見据えた上で、地域に根ざ
した施策を推進することが求め
られている。そこで平成十七年
十月、市内企業の実情やニーズ
を把握するため企業アンケート

民や事業者の方々とともに知恵
を出し、協力しながら本市の産
業を元気あふれるものにしてい
きたい。そして中・長期的な活
性化策、さらに国の施策と相ま
った本市の取り組みの具体策に
ついて検討していきたい。

予算編成の 考え方について

山本議員 本市は最悪の財政事
態を回避すべく全力で取り組ん
でいると思うが、平成十八年度
予算編成方針の中で、平成十八
年度から平成二十年度までの集
中財政再建期間の初年度として
「歳入に見合う財政構造への転
換に向け、行財政計画と連動の
もと財源不足の段階的減額に取
り組む」とある。しかし、減額
目標は平成十七年度当初予算の
わずか三割である。人口規模が
類似している深谷市と平成十七
年度当初予算を比較すると、税
収はほぼ同額の約百二十億円で
あるのに対して、当初予算額が
約九十億円も本市が多いことを
考えるべきでないか。

企画財政部長 予算編成の考え
方は、中期財政計画に示された
平成十八年度の財源不足額二十
五億七千万円の半減を目標に作
業を進めている。歳入であらゆ
る収入を捕まえるとともに、
歳出で経常経費の二〇％削減を
はじめ、人件費の包括予算導入
や扶助費、貸付金、投資的経費
などの大幅な見直しを行い、可
能な限り総額を抑制し、財政構
造の改善に取り組んでいる。ま
た、深谷市は平成十八年一月に
周辺三町と合併協議が行われて
おり、合併後の人口は約十五万
人、普通会計予算で約四百億円
の財政規模の新深谷市が誕生す
る。合併前の深谷市の状況を見
ると同規模の都市で、あらゆる
分野で民営化が進んでいる行革
先進団体の一つに位置づけされ
ている。本市も先進団体に近づ
くため、市民の理解と協力のも
と改革を断行していきたい。

請願・陳情

請願・陳情は市民の意見や
要望を、市政に反映させるた
めに設けられているみなさん
の権利です。

市議会へ請願・陳情を提出
されようとする方は次の要領
で作成し、議会事務局へ提出
してください。(複写したもの
でなく原本をA4版サイズで
詳しくは議会事務局まで。

(表紙)

〇〇に関する請願
(陳情)
紹介議員 氏 名 印
(陳情には紹介議員は
必要ありません。)

(内容)

(趣旨)
(理由)
年 月 日
住所
氏 名 印
丸亀市議会議員
〇〇〇〇様

陳情結果

十二月定例会に提出された陳
情は、担当委員会で審査し、次
のとおり決定いたしました。

〔趣旨採択〕

少人数学級の早期実現を求める
陳情

香川の教育をよくする県民会議
会長 村瀬裕也

〔理事者見解〕

複数担任は、今年度の場合、
一年生のすべての学級に配置さ
れ、本市では、十七名配置され
ております。それから、二年生

の三十七名以上の学級で、学級
の状況に応じて県の予算の範囲
内で配置されており、本市では
十五名配置されております。

ご指摘のように、今年度複数
担任として配置されております
三十二名で、丸亀市の一・二年
生の全学級を少人数学級にしよ
うと思えば、これは可能な数で
あります。

しかしながら、それをしない
のは、少人数指導など、きめ細
かな指導の取り組みを内容とし
ております、第七次公立義務教
育諸学校教職員定数改善計画の
定めの中で行われておるからで
あります。

少人数学級の実施については、
今後、国や県の動向を見守りな
がら、法の定めや学校現場の
意見、施設・設備などから、検
討が必要であらうと考えており
ます。

(教育部学校教育課)

【委員会の意見】

基本的に教育委員会も少人数
学級には前向きな考え方である
が、現行制度における実施につ
いては無理である。国や県の動
向を見守りながら、今後検討が
必要である。

(教育民生委員会)

一般・各特別会計決算

原案のとおり認定

一般・各特別会計 決算特別委員会

委員長報告の概要

【委員会委員】

○横田 隼人 大前 誠治
○岩崎 勲 高木 康光
松永 恭二 長友 安広
三宅 真弓 横川 重行
尾崎淳一郎 広田 穰
内田 俊英

【委員会開催日】

九月一日・十月十二日・十七
日・十八日・二十四日

主な質疑

- 包括外部監査の効果。
- OA化による財政効果等の考
え方。
- 情報公開制度による情報開示
の実績。
- 女性管理職の登用状況。
- 広域電算システムとの関連に
よる今後の情報化の考え方。
- 各種特別会計繰出金及び公債
費等の長期的な見通し。
- 旧二町の財政調整基金等を大

幅に取り崩した理由。

- NPO協働推進事業の調査内
容及び研究結果。
- 市税等の不納欠損及び滞納の
具体的な内容と徴収対策。
- 学校インターネット等推進事
業の内容。
- 学校図書館司書教諭の増員に
対する考え方。
- 市費教員の人数及び費用。
- 西中学校測量調査の結果及び
今後の方向性。
- 留守家庭児童
会指導業務委託
料の内容。
- 美術館の入館
料等の収支状況。
- 給食センター
での地産地消の
成果及び推進状
況。
- 老人クラブ運
営補助金の使途
基準。
- 更生医療給付
費が増加してい
る要因。



気の合う仲間とプレーするのが健康の源です

- 保育所の正規職員と臨時職員
の人数及び給与の比較。
- 生活保護における扶助費が増
えている状況。
- ヘルスプラン推進事業の成果。
- 特別レース等を除いた競艇事
業収入の年度ごとの比較。
- 競艇施設使用料や財産運用収
入以外に見込める新たな収入。
- 場間場外発売のうち併用発売
と非開催の場合のコスト比較。
- 競艇場全体でのサービスの成
果と今後の取り組み。
- 自治会補助金の使途と成果及
び監査などの指導。
- 地域コミュニティ活動助成金
の使途及び成果。

- 犬猫不妊去勢手術費補助の実
績及び効果。
- 環境保全率先実行計画の庁内
での取り組みによる効果。
- こみ不法投棄監視パトロール
の活動状況。
- (仮称)土器町北臨海公園整備
事業の費用総額と今後の対応。
- 消防庁舎整備計画の検討状況。
- 消防職員の定数及び現在の職
員数並びに今後の職員採用計画
の確保。
- 消防団の設置基準及び団員定
数の確保。
- 都市計画の見直しによる農地
転用への影響。
- 認定農業者に対する補助金の
使途及び成果。
- 農業の担い手育成対策。
- 土地改良事業の残件数と金額。
- 商工業振興事業補助金に対す
る市の指導。
- 観光担当によるホームページ
の活用状況。
- 道路補修事業費のうち緊急措
置工事の内容。
- 新市の市道延長、道路補修事
業費の額及び道路の点検状況。
- 土器川生物公園の利用者数及
び整備の全体計画。
- 丸亀城のバリアフリー化への
取り組み。
- 公共下水道普及のための今後
の計画。



競艇の売り上げ増に期待を

主要要望

- 専門的な職員の育成、配置を検討していただきたい。
- ケーブルテレビのエリア拡大を早急に推進していただきたい。
- 災害時の防災対策本部と消防本部との連携を強化していただきたい。
- 普通教室へのエアコン設置を今後検討していただきたい。
- 希望する保育所へ入所できるように、特に市南部地区の保育の充実をお願いしたい。
- 住宅用太陽光発電システム設置補助については、その成果を市民にも公表していただきたい。
- 旧市町間で異なる資源ごみの分別方法や処理の仕方を早急に統一していただきたい。

○実験的に行っているため池水質浄化事業に効果があれば、他の池でも実施していただきたい。

○都市計画道路で実現の可能性がないものは、計画から外すとともに、交差点の改良等も検討していただきたい。

水道事業会計決算

原案のとおり認定

水道事業会計 決算特別委員会 委員長報告の概要

〔委員会委員〕

- | | |
|--------|-------|
| ○小鹿 一司 | 山本 直久 |
| ○引田 忠温 | 松浦 正武 |
| 多田 光広 | 杉尾 眞澄 |
| 小橋 清信 | 倉本 清一 |
| 高田 重明 | |

〔委員会開催日〕

九月一日・二十九日

主な質疑

- 職員一人当たりの収益金額。
- 利益剰余金を減債積立金として積み立てる法的根拠。
- 配水管工事等の入札のあり方。
- 水道料金の不納欠損の具体的な内容及び金額。

委員会も
傍聴できます
詳細は議会事務局まで
(☎二四一八八二八)



飯山町の深井戸を視察する決算委員

主な要望

- 旧丸亀地域から旧二町へ配水できるように配水管の拡張計画を考えていただきたい。
- 健全な経営を持続するため、人件費を考慮した職員の適正配置をしていただきたい。

都市経済委員会

- | | |
|--------|-------|
| ○横川 重行 | 横田 隼人 |
| ○長友 安広 | 香川 脩 |
| 高田 重明 | 青竹 憲二 |
| 岡田 健悟 | 広田 穰 |
| 引田 忠温 | |

▼主な質疑

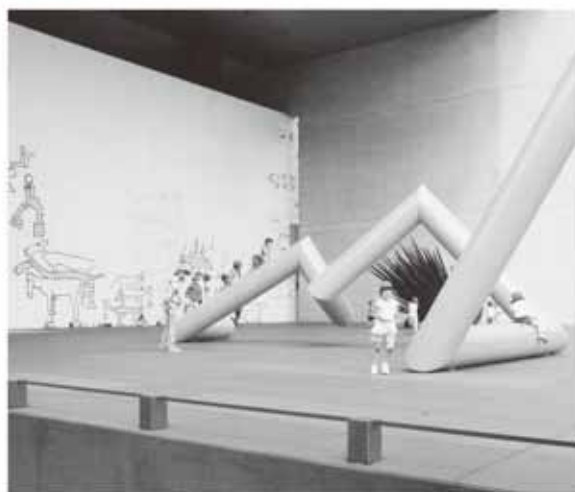
十二月五日の本会議において各委員会にそれぞれ付託された議案の審査は、十三日に都市経済、教育民生、十四日に生活環境、総務と順次開かれ、市長や助役をはじめ関係部課長が出席して、細部にわたる審査を行いました。主な質疑、要望は次のとおりです。

一般会計補正予算など
各委員会でも原案承認



4月から指定管理者制度を導入します

- 市営駐車場の指定管理者に福祉事業団を選定した理由。
- 住宅設置が義務となる火災警報器の設置場所や台数等の基準。
- 火災警報器未設置の住宅から火災が発生した場合の対応。
- 住宅用火災警報器の設置に対する補助の考え。



市民に親しまれる美術館運営を

○国民健康保険の保険事業・保健指導をより改善していく考え。
○国民健康保険税率の統一を図るに当たっての激変緩和措置。
○公害防止条例の定義にある「工場等」の要件。
○市管理地の放置自動車処分する場合の費用

▼主要要望
○指定管理者が管理する自転車駐留場の放置自転車の処理回数を増やしていただきたい。
教育民生委員会
○亀野 忠郎 小橋 清信
○浜西 和夫 中谷真裕美
松永 恭二 岩崎 勲
三宅 真弓 倉本 清一
▼主要要望
○綾歌総合運動公園ほか一施設へ指定管理者制度を導入することによる市民の利便性の向上。
○綾歌総合運動公園（テニスコート）の整備にかかる費用。
○学校給食センター光熱水費を増額補正する理由。
○現在の生活保護件数等の概要。

○知的障害者福祉費のうち支援費を大幅に増額する理由。
○指定管理者制度における備品管理の取り扱い。
▼主要要望
○今まで使用していた方の利便性を十分に考えて、指定管理者制度を導入していただきたい。
○来年度予算の障害者支援費には十分な配慮をお願いしたい。
生活環境委員会
○杉尾 眞澄 三谷 節三
○松浦 正武 田中 英雄
尾崎淳一郎 小松 一司
山本 直久 小松 利弘



生き物がたくさん住むきれいな川に

の請求先。
○市管理地に放置している自動車の状況。
▼主要要望
○医療費抑制のため、一人当たりの老人医療費が少ない長野県などの例を研究し、対策を講じていただきたい。
総務委員会
○大前 誠治 三木 まり
○高木 康光 高橋 等
多田 光広 高木 新仁
内田 俊英 北山 齊伯
小野 健一
▼主要要望
○臨時職員数の今後の動向。
○時間外勤務手当等も枠配分方式で予算化していく考え。

○合併時の管理職削減による時間外勤務手当への影響額。
○市税条例の改正によって、入湯税を課税することになる事業所への説明。
▼主要要望
○個人情報保護の重要性を認識し、慎重に取り扱うとともに、社会状況の変化に対しては、迅速に対処していただきたい。
○時間外勤務の体制については、環境面、財政面の観点から、光熱費が削減できる効率的体制をとっていただきたい。



市民と一緒に“魅力ある”丸亀に

ご案内
次回の定例会は
三月上旬の開催
予定です。



④項目を選んで検索
③「会議録検索システム」を開く
②市のプロフィールの「丸亀市議会」から「会議録」を開く
①丸亀市ホームページを開く
〈検索・閲覧の手順〉
合併後の丸亀市の会議録が検索できます。

会議録を見たいときは
市議会の会議録は、図書館等での閲覧ほか、丸亀市のホームページで見ることが出来ます。
議会だよりに掲載された事柄以外の質疑や質問、答弁の内容について詳しく知りたい方は、パソコンからインターネットを通じて、「丸亀市議会会議録検索システム」を開き、会議録の閲覧や検索を行ってください。
平成六年以降の旧丸亀市と、合併後の丸亀市の会議録が検索できます。

12月定例会

審議した議案とその結果

(審議結果)

認定第1号	平成16年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	(原案認定)
認定第2号	平成16年度綾歌町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	(原案認定)
認定第3号	平成16年度飯山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	(原案認定)
認定第4号	平成16年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	(原案認定)
認定第5号	平成16年度丸亀市水道事業会計決算認定について	(原案認定)
認定第6号	平成16年度綾歌町水道事業会計決算認定について	(原案認定)
認定第7号	平成16年度飯山町水道事業会計決算認定について	(原案認定)
認定第8号	平成16年度丸亀市水道事業会計決算認定について	(原案認定)
認定第9号	平成16年度飯綾消防組合一般会計決算認定について	(原案認定)
議案第69号	専決処分の承認について(平成17年度丸亀市一般会計補正予算(第3号))	(原案承認)
議案第70号	専決処分の承認について(丸亀市立南中学校校舎ガラス損壊に係る相手方との和解)	(原案承認)
議案第71号	丸亀市男女共同参画都市宣言について	(原案可決)
議案第72号	平成17年度丸亀市一般会計補正予算(第4号)	(原案可決)
議案第73号	平成17年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
議案第74号	平成17年度丸亀市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
議案第75号	平成17年度丸亀市駐車場特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
議案第76号	平成17年度丸亀市老人保健特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
議案第77号	平成17年度丸亀市養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
議案第78号	丸亀市個人情報保護条例の一部改正について	(原案可決)
議案第79号	丸亀市市税条例の一部改正について	(原案可決)
議案第80号	丸亀市国民健康保険税条例の一部改正について	(原案可決)
議案第81号	丸亀市公害防止条例の制定について	(原案可決)
議案第82号	丸亀市放置自動車の処理に関する条例の制定について	(原案可決)
議案第83号	丸亀市火災予防条例の一部改正について	(原案可決)
議案第84号	指定管理者の指定について(丸亀市保健福祉センターほか2施設)	(原案可決)
議案第85号	指定管理者の指定について(広島アイサービスセンター)	(原案可決)
議案第86号	指定管理者の指定について(丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター)	(原案可決)
議案第87号	指定管理者の指定について(丸亀市綾歌もちの木センター)	(原案可決)
議案第88号	指定管理者の指定について(うちわの港ミュージアム)	(原案可決)
議案第89号	指定管理者の指定について(大手町第一駐車場ほか6施設)	(原案可決)
議案第90号	指定管理者の指定について(丸亀駅西自転車駐車場ほか4施設)	(原案可決)
議案第91号	指定管理者の指定について(丸亀市生涯学習センター)	(原案可決)
議案第92号	指定管理者の指定について(丸亀市民体育館ほか10施設)	(原案可決)
議案第93号	指定管理者の指定について(丸亀市綾歌総合運動公園(テニスコート)ほか1施設)	(原案可決)
議案第94号	指定管理者の指定について(丸亀市猪熊弦一郎現代美術館)	(原案可決)
議案第95号	指定管理者の指定について(丸亀市民会館)	(原案可決)
議案第96号	指定管理者の指定について(塩飽動番所跡)	(原案可決)
議案第97号	指定管理者の指定について(笠島まち並保存センターほか2施設)	(原案可決)
議案第98号	工事請負契約の締結について(岡田コミュニティセンター改築工事)	(原案可決)
議案第99号	中讃広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中讃広域行政事務組合規約の一部変更について	(原案可決)
議案第100号	仲南町外四ヶ市町(七箇地区)山林組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲南町外四ヶ市町(七箇地区)山林組合規約の一部変更について	(原案可決)
議案第101号	満濃町外四ヶ市町山林組合を組織する地方公共団体の数の減少及び満濃町外四ヶ市町山林組合規約の一部変更について	(原案可決)
意見書案第4号	建築確認制度の充実強化に関する意見書	(原案可決)
意見書案第5号	「県営住宅の削減方針」に関する意見書	(原案可決)